

別記 2

低入札価格調査の調査内容

1 留意事項

(1) 低入札価格調査の趣旨

調査基準価格を下回った金額により契約した工事については、品質確保に支障をきたすおそれがあることから、工事執行権者は低入札価格調査（以下「調査」という。）を行い、下記の事項について確認するものとする。

上記の趣旨を踏まえ、調査の結果が以下の事項のいずれかに該当した場合、工事執行権者は契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、調査の対象者を失格とする。

確認事項

- ① その価格により入札した理由
- ② 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳
- ③ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
- ④ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- ⑤ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- ⑥ 手持ち資材の状況
- ⑦ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑧ 手持ち機械・設備の状況
- ⑨ 労務者の確保や配置の内容
- ⑩ 過去に施工した公共工事名
- ⑪ 公共工事の施工成績
- ⑫ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）
- ⑬ その他必要な事項

(2) その他

契約締結後において、対象者が調査の際に説明した内容等の履行がなされない場合、虚偽の説明を行ったものとして、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

別記 3

低入札価格調査失格基準

落札候補者の入札金額が別記 1 に定める調査基準価格（非公表）を下回り、次に掲げる失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

1 用語の定義

- (1) 直接工事費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の直接工事費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 共通仮設費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の共通仮設費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (4) 一般管理費相当額 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (5) 設計額 設計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。（予定価格とは異なります。）

2 諸経費等の構成

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の構成については、県の積算基準によるものとし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等においてあらかじめ扱いを示すものとする。

3 失格基準

ア 直接工事費に対する失格基準

- ・ 入札額（税込）が 5 千万円以下の場合
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.95
(千円未満切り捨て)
- ・ 入札額（税込）が 5 千万円超の場合
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.9
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準

- 共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額 × 0.9
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準

- 現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.75
(千円未満切り捨て)

エ 一般管理費に対する失格基準

- 一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.5
(千円未満切り捨て)